

第二十二回国 参議院 文教委員会 會議録 第九号

昭和三十年六月二日(木曜日)午前十一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 木村 守江君
竹下 豊次君
荒木正三郎君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
堀 末治君
高橋 道男君
高田なほ子君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
松原 一彦君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省社会教育局長 寺中 作雄君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工業 英司君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件
○博物館法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開きます。
議事に入る前に、理事会の経過を御報告いたします。

第六部 文教委員会會議録第九号

昭和三十年六月二日【参議院】

本日の委員会の会議に付する案件は、六月一日の参議院公報掲載の文教委員会に付したものであります。各案件とし、特に参議院が先議になつてゐる博物館法の一部を改正する法律案の審議をまず進めることとし、その他の案件については逐次これを進め、また本日の午後の日程のうちには、産休関係の懇談会を開くことを加え、なお時間都合によつては松元事件に関するところをも議題とする。

右のように決したのでありますが、そのように進行して御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(笹森順造君) それではさう進行することといたします。博物館法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。

○高橋道男君 博物館法が施行されてから、その方面の施設なり知識が普及した、著しく伸びたといふことを言つておられますけれども、この資料ではその経緯がはつきりいたしません。博物館法ができたときと現在とにおける増減の比較、もし簡単にそこに資料がございませうれば御説明願ひたい。

○政府委員(寺中作雄君) お話のように博物館法ができましたから博物館に関する活動は非常に活発になりました。大体戦後におきまして設立された博物館の数は昭和二十八年の十二月三日現在におきまして七十館を数えております。これは戦後にできました博物館でございます。現在大体二百一

館でございますが、従来は非常に規模の小さい村で、ごく小規模にやつておるといふようなものが多かったものであります。現在は全市町村の数にいたします。二名の市町村は公私立の博物館を持つておるといふような状況になつております。

○高橋道男君 そういふことに關連して文部省として博物館の普及徹底などに關して、特に施策の上から博物館をこしらへるといふ、そういう直接のことではなしに、その知識の普及に關して何かやつておられるのでございませうか。

○政府委員(寺中作雄君) 御承知のように博物館法がなされて、博物館に關する補助の途が開けたわけでございますが、これは博物館の設備を補助するといふ關係でございまして、博物館に必要ないろいろの器具類、たとえば視聴覚關係の器材であるとか、あるいはその他ケースであるとか、あるいは戸棚類であるとかいふような、そういうようなものが年々相當に要るわけでありまして、それに対して大へん僅少ではありますけれども補助をいたしておりますが、それによりまして、年々博物館としては非常に活動が活発になりまして、博物館に参ります人の数もだんだんにふえてきております。そういうことで、特にこちらから指示をして、こういう活動をしろといふことはございせんが、単に古いものを並べて保存をするという博物館から、つまり動く博物館という意味で、

実際に手にとつてみたり、実際に動かしてみたりするといふような意味の博物館であり、また博物館職員が進んで、あるいは自動車に博物館の陳列品を積んで地方に廻つて、そうしてあまりそういう機会に恵まれない人々にその博物館の活動を普及するといふようなこともやつてゐる次第であります。

○高橋道男君 文部省としては積極的な方策をとつておられないような御発言でございまして、補助費の予算があるといふことを知つてゐる人あるいは団体といふものは、それによつて利益を得、その間の発展を期することはできるといふのでありますけれども、こういう博物館といふような社会教育關係の施設が数多くなることは、やはりこの民族文化を養ふ基礎になるであらうと思ふのでございまして、そういう意味において単に博物館に深い關係をもつてゐる人にとどまらず、それ以外の人にこゝろを知識を普及することが大事ではないか、こういうことを私は思ふのであります。それに關してのお考えがあれば承りたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) ただいまちよつとそのことに触れた次第でございますが、単に館内で鑑賞させて即ち教育をするといふのみならず、進んで外にまで出かけて、あるいはへんびな村に行つて、そして博物館の器材を利用いたしました一種の講演会といふようなものを開きますとか、あるいは自動車でもって巡回博物館を実施する

とか、また、館内におきましても、ただ陳列品の陳列しつ放しといふことではなくして、職員が付きまして実際の物について説明をし、また動かしたりして見るといふようなことで、そういう意味では従来の博物館の活動と相當違つた実際の状況が現われてきてゐるというように考えております。

○高橋道男君 ただいまの御答へは、博物館の当事者がさういふ活動をしてゐるといふことのように私は了解するのです。私が申しますのはその当事者ではなしに、文部省あたりから地方の教育委員会等に対して、さういふこの方面に關する知識の普及といふことについて何か方針なり奨励なりの御方針はないか、こういうことなんでありませう。

○政府委員(寺本廣作君) 高橋さんのお尋ねと答へと少し食い違つてゐるように思ひますが、お尋ねの御趣旨は、せつかく博物館が多額の国費を使つて、いいものを相當数持つてゐるにもかかわらず、そのPR運動が非常に足らぬじゃないかといふ御趣旨だと存じます。博物館当事者が先ほど社会教育局長が申しました通り、一生懸命世間に利用していただくように努力いたしておりますことは局長から申し上げた通りであります。文部省といたしましては、文部省の機関紙であります文部広報であるとか、さういふもので機会あることに宣伝いたしておりますが、御指摘のようにまだ不十分であると思ひますので、この点にはなお力を入れ

て一般の博物館の利用が促進されますように努力して参りたいと考えております。

○高橋道男君 次に、今度の法案改正の一つの眼目は、学芸員を認定制度を加えて許可するというようなことにありと思うのですが、これはこの資格を低下させる、せっかく博物館法を施行し、その事務を担当する学芸員を得るのにしかるべき学歴等を持った者をもつて当てるというようなことであつたのかかわらず、もちろんそういう経歴の人もありますが、今度これを大臣の認定制度を加味してやるといふことは、その学芸員の素質の低下ということになるおそれはないかということをお尋ねいたします。

○政府委員(寺中作雄君) お話のように今度の法案改正の趣旨は、従来は学芸員の暫定資格を持っておりました者に対して文部大臣の方で講習をいたしまして、そして学芸員の素質向上ということを目ざした次第でございます。それによりまして三年間の講習を実施して参つた次第であります。大体それによつて二百八十二名の者が講習を終えて、そして正規の学芸員としての資格を得た次第でございますが、その他にまだ法施行当時暫定資格を持っておつて、そしてこの三年間に講習を受けなければならぬ者が百九十二名ばかりいることになっております。そしてこれを認定制度に切りかえた場合に、素質の低下を来すこととはないかという御質問でございますが、その点につきましてはこの三年間の講習をいたしましてつきましては相当デキスト・ブックであるとか、あるいは参考書であるとかというようなものも相当

に出まして、また自分で勉強をするというような機会が相当にできたわけでありました。また講習を受けた資格者かそれそれ元の館に歸りまして、そして他の学芸員と一緒に働いておられます間に、その間に自然にその他の職員に対しましても非常に良好な影響を与えておられますわけでありまして、現在におきましては、もう資格をとつた者と講習を受けた者との間にほとんど質上の開きはないというような状態になつていふところでありまして、そこで今度認定制度にいたしましてつきましては、ただ、何もしないで認定するわけではないので、試験制度を実施いたしまして、それぞれ博物館に關する課程について試験を実施した上で、十分学芸員としての資格がある者と認定ができる者だけについて資格を与えらるべき次第でありますから、またそれぞれ勉強をする機会が与えられておられますわけでありまして、素質の低下を来すということはないという考え方をもつております。

○高橋道男君 資質の低下がなければ幸いですが、その改正の重点であります、この法案で申せば、第五条の第一項、第三号ですか、「文部大臣が、文部省令で定めるところにより」と、こうありますが、そういう省令で試験制度をやるといふことが示されるものだらうと思ふのであります。その文部省令というものは、すでに起案なすつておるのでしょうか。

○政府委員(寺中作雄君) 文部省令は、まだ起案をいたしておりませんが、研究はいたしております。大体の私どもの考えております認定制度の内容といたしましては、やはり、認定の

方法といたしまして、博物概論、あるいは博物館資料蒐集保管法、博物館資料分類目録法、博物館資料展示法、教育原理、社会教育概論、視聴覚教育等というようなものにつきましての試験をいたしまして、そして、その成績が優秀であるということと、それから博物館経験年数が相当ある。つまり、大学卒業生につきましては三年以上学芸員補の職にある、その他の者につきましては六年以上博物館に勤めておるこの経験年数と試験成績、この二つをもつて認定をするということを考えております。

○高橋道男君 そういふ御用意がなければつこうでありますけれども、ときによりまして、省令ということを示しながらそういう用意をせずに、法案が通ればあとは自由にしようという傾向がなきにしもあらずでございますので、念のために伺つたわけであります。

もう一点お尋ねいたしたいのは、現行法においては、学芸員の中で人文科学と自然科学とに分けておられるのであります。これが学芸員一本になるということによつて、学芸員の身分に不利な変更は起らないかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 従来、現行法におきましては、人文科学と自然科学と同種類の学芸員があつたわけでありましたが、これを改正してその区別をつけたいといふことにいたしたいといふのでございまして、その理由は、実際の博物館の活動を見ますと、ことに山村等にありますが博物館におきましては、特に自然科学と人文科学という専門の科目を活用してやるといふ

よりは、総合的見地から博物館の仕事に専念するといふことが多いのでありまして、實際上その区別はほとんどつける必要がないような状況になつておるのでございます。で、これは、それでは専門科目は必要としないかといひますと、それはそうではないので、専門科目としては自然科学、人文科学といふものを専門的に研究した人なんでものに甲乙はないのであつて、総合的見地から、人物配置の点からいひましても、総合的に配置ができるという意味においては、この区別を廃する方が、むしろ、いいのではないかとお尋ねいたします。それによつて不利益をこうする点はないかといふことでござい

ますが、むしろ、特に専門科目を明示しない形で、総合的見地からそれぞれの博物館に配置していく方が、かえつてこれに任官する職員の側から非常に便利になるというふうに考えております。

○高橋道男君 そのお考え方は了解できるのですけれども、せっかく、こういふ二つに分けた制度があつた上から考へて、私は人事院の職階制度というものをご検討が足りませんのでお聞きするのではありません、自然科学学芸員といふことのために、やはり、自然科学に關する教養を、あるいは機械その他に關する教養を、あるいは学歴を、単位を修得した人がそういうことに当る身分を得るのじやないかと、そうしますと、それが職階の上から年数に加へられて、自然科学をやつておるあるいは機械関係のことをやつておるというような年数にはつきりと加へる

ことができたにもかかわらず、これが学芸員といふ一本の名称になることによつて、そういうような点に不利を来たしはしないか。これは私の職階制度に対する理解が薄いためのお尋ねであります。その点をお尋ねいたします。

○政府委員(寺中作雄君) これは、実は、職名だけを区別しない学芸員というものにするといふだけのことでありまして、専門科目につきましては、おさめた専門科目につきましては、やはり、履歴書の上でもはつきり出るのであります。またこれを使う方の立場からいひましても、専門の仕事に従事させるということになるわけでありまして、それぞれの専門科目が活用して用いられるといふことについては、何ら従来と変りはない。ちやうど、学校におきまして、教授、教諭といふような職名がありますが、それらはそれぞれ専門科目、専門分野をもつておりますけれども、職名としては同一にいたしておられますが、実際の勤務の場合には、それぞれの専門科目を活用するようになつていくと思ふのであります。

○木村守江君 ちよつとお尋ねいたしますが、この法案、博物館法の一部を改正する法律案といふもののねらいが、学芸員の資格取得というやうなことが大きなねらいになつておるやうであります。御説明によりまして、この法案によりまして、学芸員を一そう充実することができるといつておりますが、その学芸員を一そう充実するといふことは、人的に充実するといふ意味であるか、あるいは質的に充実する意味であるか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) それは両方の意味でございませう。質的に充実するということ意味におきましては、ただいま申し上げましたように、試験制度を実施して、厳重に資格の認定をして、経験年数ともならみ合せて資格を与えるのでありますから、そういう意味で質的にも相当充実できると思ひますし、また量的な意味では、大学の卒業生で、大学において博物館の学科をとつてきた者だけでやつていくということでありまして、これはとうてい博物館の需要に沿ひかねる事情でございませう。現在、大学で博物館に関する学科を置いておりますものはわずかに六大学でありまして、現在までに三十四名の学芸員が養成されたというふうな事情でございまして、さらにそれに追加をして大学の正規のコース以外で、大学で勉強した者と同じあるいはそれ以上の力を持つております者を認定制度によつて資格を認定し、そしてそれぞれ適切な職場に配置をするということにいたしまして、そして博物館職員の組織の充実をはかりたいと思ひております。

○木村守江君 先ほどから、高橋委員からもいろいろ御質問があつたのですが、そういうことになりまして結局この資格を取得する場合には、試験認定と無試験認定と両方あることになつていて、今までは暫定資格者を、講習会を開いて講習せしめた。そうすると講習というものが役に立たなかつたというところになりはしないかと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) その点は決してそういう意味ではありません。実は従来法がでない前の博物館というものを考えてみますと、博物館に関する学科であるとか、博物館に関する専門の教養というふうなものにつきましても、ほとんどはつきりとした内容なりあるいは目標なりというものがあまり明瞭になつていなかった。ところがあつたのであります。講習会を三年間やりまして、その間に講師のほうでも博物館に関する学科課程というふうなものに対する学問的な一つの系統を打ち立てるというふうなところまで参りまして、博物館学というふうなものがあつた程度確立をしたというふうなことも言えるのであります。それによつて博物館職員の講習を実施し、つまり教える方も教えられる方も勉強をいたしまして、そしてそれをもつて正式の学芸員の資格をとつてもらう、そういうことになるのであります。三年間に行いました講習の価値といひますか、その使命は大変重大であると思ひております。

○木村守江君 ちよつとしつこいように聞きますが、今年三年間の講習の結果、博物館学というふうなものが系統的に成り立つて来た、そういうふうなことから考へて、今度は試験制度だけでもつていいというふうなことを言つておられますが、本当に学芸員の質的な充実をはかるという点から考へたら、折角三年間の講習で博物館学が系統的に進歩して来たのだ、これを以上講習会を継続したらよりよい成果を来す、どう考へてもこの法案というもののねらいというものは人的充実を主眼としたのだ、しかし質的には今までよりも下るかもしれないが、やはり人的にこういう法案の制定を余儀なくされたのだという結果は、正直にどうなんですか。

○政府委員(寺中作雄君) 博物館学が講習によりまして相当確立をしたという一つのことがあるわけでありまして、それがもとになつて今後博物館職員が勉強する場合のしつかりしたものに目標なり基礎なりができるわけでありまして、これを講習という機会を与えないでも十分自分で勉強できる状態に持ち来たしたということでは別に素質の低下を来たすことはないと思ひます。講習を認定制度に切りかえる理由をいたしまして、もう一つある点は、実は当時暫定資格の四百七十四名のうちのほとんど大部分が講習によつて資格を得ましたが、その他残つております者というのは、相当交通的にも不便なところにおられます。講習を受ける機会のある者はほとんど講習を受けた、そしてそういう小さい博物館でほとんど数人、一人か二人あるいは三人くらいしか職員がいないう博物館におきまして、講習のために三月も引つ張り出すということになりまして、博物館の機能が停止をしてしまつたというふうなことになる次第であります。

これ以上講習を続ける場合には、相当そういう点に非常な問題を持たすので、もうこの機会に講習をやめまして、勉強の機会はあるし、勉強の目的はつきり確立されておる、試験制度に切りかえて、何らそこに支障を来たすことはないという見通しのもとに、認定制度に切りかえるという措置をとつておる次第でございませう。

○竹下豊次君 いただきましたこの資料に、二十八年五月一日現在、4に利用状況というのがございませうね、これはみんな千五百万人余りですか、載つておるようですが、これは学校の生徒がこのうちどのくらい占めておるものでしょうか、大体の見当で結構です。

○政府委員(寺中作雄君) 大体博物館に入館する者のパーセンテージといったしましては、一般成人が半分、学校の生徒が半分というふうな状況になつております。

○竹下豊次君 それから博物館の数がふえておるということも先ほど承りました。計はお手元にありませんか、増加率が知りたいわけですが。

○政府委員(寺中作雄君) その法律施行前の状況につきましては、今ちよつと資料を持ち合せないのでございませうが、とにかく戦後七十館ふえております。法施行後は三十館ふえております。全体で二百館くらいは博物館があらますから、これは相当の増加であると思へられます。

○竹下豊次君 館がふえたのは別な場所にできるわけですね、こういう問題に關する理解が進みますという、同じ館で相当にふえつつあるのではないですか利用者が、それがどういふことになつておりますか、館の数がふえたというのと、利用者がふえたということは、館にもありますが、必ずしも比例するわけではありませんが、たとえば上野の博物館で、去年の入場者と今年の入場者を比べて今年の方がふえておる、それだけごく簡単に言つて去年より今年の方がこういう問題に關する関心が深くなつたという見当がつくわけですが、そういうふうな見当をつけたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) その入館者の利用状況についての増加に關する資料は今持ち合せないのでありますが、これは確かに年々ふえておると思いますが、もし御必要であれば早速調査いたしまして、資料として御提示申し上げます。

○竹下豊次君 私の何は余りこまかい数字は要りませんが、大ざかみにどのくらいふえつつある状況であるか、これが大体、関心が深まりつつあるかどうかということの説明資料になるかどうかと思ひます。

それからもう一つお尋ねしたいのですが、修学旅行の団体等が東京にたくさん参りますね、あの修学旅行に來た人たちが、東京の博物館その他いろいろの館がありまして、あゝあゝとところを見学するということは、これも相当にふえておるかと思ひますが、どんな状況ですか。

○政府委員(寺中作雄君) これも明確には把握いたしておりませんが、年々科学博物館等の修学旅行の入館者はふえてきておりまして、修学旅行の季節には館員も非常に手薄になつてほとんどその方にかかり切りでやつておるような状況であります。

○高田なほ子君 学芸員の数をこれによつて促進する法律だと思ひますが、現在の学芸員が大変数が足りない。二百一館の博物館に対して学芸員の数が非常に足りない。それで資格付与の幅を拡げるといふお考えのようですが、大体二百一館の博物館に対してどのくらい学芸員の数を考へておられるのか、またそれを今度の認可制によつてどういう計画でそれを充當して行かれるのか、そういう点についてちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(寺中作雄君) 現在博物館職員は二千二百七十一名になっておりまして、これはまあ大体の見当からいいますと一館平均十人くらいになるわけですが、博物館の機能が相当に多角的になって参りました、それぞれ説明したりあるいは実際の即物教育をするということになります、現在の職員では十分とは申しません、これに對しては今後ますます職員を養成ということには力を入れて参りまして、質的にも量的にも充実して参りたいと思っております。

○高田なほ子君 たいだい一館について大体十人くらいの比になっているというお話ですが、将来館の規模にもよると思いますが、計画としてはどのくらいまでに充たされればこれが満足な形になると思っておられますか。

○政府委員(寺中作雄君) これはどれくらいになればいいというはつきりとした目標を立てるわけにはいかないのではありませんが、博物館の規模にもよりますし、やはり博物館の機能を十分に發揮できるようにいたしますためには、それぞれの機能に応じて職員を配置いたしまして、十分な人員というものを必要とするように実際の規模に応じて計画を立てることになると思ひます。

○高田なほ子君 実際の規模に応じて人員の計画を立てるということであり、大體その実際の規模というものの見通しというものについては別にないわけでしょうか。

○政府委員(寺中作雄君) この博物館の職員が大体二百館に対して二千二百名でありまして、平均十名あまりというふうに申し上げましたが、その中で

学芸員の数というものはこれは三百三十七名でありまして、平均いたしますと一・一あるいは二人というよりなことでございます。実際上は学芸員補あるいは技術職員、事務職員というよりなものが相当数を占めておるのであります、実際の学芸員の学芸指導に当ります資格を持った学芸員の数を少くとも現在の倍くらいは確保する必要があるかと考えております。

○高田なほ子君 倍くらいの数を確保するためにこの法律が必要だということになって来ると思ひますが、それではお伺いいたしますが、三年間のこの認定を受けた方が二百八十二名、そのほか百九十二名の方はまだ未講習である。その未講習の理由は交通不便といったような理由があげられておるわけですが、交通不便にはつきりない講習を受けられた教と受けられぬ教との比というものが開き過ぎているように思ひますが、それはまあそれといたしまして、三年間の講習を受けたものと受けぬものが同じような資格でもってこの試験を受けるということになって来るのでしょうか。その点はどういうふうになりますか。

○政府委員(寺中作雄君) 講習を受けたものはこの法律によりまして、改正法案によりまして学芸員としての正当な資格を得たわけでありまして、これはもう試験の必要がないわけでありまして、その機会を得なかつた百九十二名の暫定資格者そのほかこれから出て参ります現在学芸員補であるものあるいは技術職員であるもの、それから館長さん、事務職員、そういうふうなものを合せて大體認定対象に考へておられますのは百七十七名でございます。

す。それらのものを対象にして認定をしていくつもりでございます。

○高田なほ子君 九百七十名の認定の対象に對して今度試験をして学芸員としての資格を与える、こういうことになつておるわけですが、大體九百七十名のうちで何人くらい今度とるというふうに計画をしておられるわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 最初に暫定資格者として四百七十四名のうち二百八十二名がすでに資格を得たわけでありまして、残りの暫定資格者で現在残つております百九十二名につきましては、大體この一年か少くとも二年のうちに認定資格を得るようになり、またそれだけの勉強をしてもよろしい、いたしたいと考えておりますが、そのほかに無試験検査の対象になります例へば館長といふような人もあるわけでありまして、それらのものは優先的、優先的といふと語弊がありますが、できるだけの早い機会に認定の対象として学芸員としての資格を与えるようにいたしたい、その他のものにつきましては、それぞれそれだけの教養と能力を持つておるものについて必要な教を確保していきたいと考えております。

○高田なほ子君 そりするとちよつと私理解できないのですが、認定対象は今九百七十名、そのうちの百九十二名は三年間の講習を受けぬものであるが、一、二年の間に資格を与えるといふ考へを持つておられるのか、あと残りのものに対してはそれぞれ今後適当な方法でという御説明のようですが、もう一度そこをよくわかるように話していただけないでしょうか。

○政府委員(寺中作雄君) 現在二千二百七十一名おります博物館職員の中で学芸員は三百三十七名でございますが、目標をいたしてしましても、現在の倍ぐらゐの実際の力を持った学芸員を必要とするわけでございます。そこで暫定資格者として残つております百九十二名のほかに、実際現在には学芸員補あるいは技術職員をしておりますもので、相当力のありますものがございまして、その中から百五十名くらいは認定の試験に合格するものが出ると考えられますので、それによりまして大體目標とする学芸員の数は確保できるといふふうに考えております。

○高田なほ子君 そりするとこれは本年度の予算にどのくらいのことのたに予算化してあるのでしょうか。

○政府委員(寺中作雄君) この大臣認定をいたしたための経費をいたしましては、つまり試験を実施するわけでございますが、その他に簡単な講習等もいたしまして、できるだけ力をつけたいと思ひますので、予算をいたしましては、これは僅少でありますけれども、十九万でございます。そのうちで認定の仕事に必要なものは大體六万円でございます。

○高田なほ子君 お尋ねいたしますが、この学芸員と学芸員補との給与といたしましては大變違つておるわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) これは学芸員と学芸員補という区別で非常に違つておるわけではございません。やはり経験年数等によりまして、普通の公務員の給与制度に従つておるわけでありまして、

○高田なほ子君 それではこの認可制度によつて資格を与えるため要する給与費という問題については、何ら現在の予算で差しつかえがないというふうに考へられておるわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 学芸員のおりま博物館というものは公市立の博物館でありまして、県あるいは市町村の博物館が多いわけでありまして、それぞれその給与を相当するわけ、教的に申しまして、特に政府としては予算措置をするというほどのものではないと考えております。

○高田なほ子君 それでは予算措置をしなくても十分に間に合うという御答弁ですが、その次にお伺いしたいことは都道府県の教育委員会の推薦に基いて文部大臣が認可をするというのがこれにございませぬ。附則の六項四号です。

○政府委員(寺中作雄君) これは旧法の関係でございますが、これは暫定資格を与える方法といたしまして、教育委員会が推薦をするということになつておるわけでありまして、

○高田なほ子君 そりすると、さらに今度はそれを試験制度にしていくというわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) そりでありまして、暫定資格を持つております者が教育委員会の推薦で、その者がまはつきりするわけでありまして、その者について講習を受けなかつた者で、残つております者を認定によつて資格を与える、こういう関係であります。

○高田なほ子君 そりすると、その試験といふのは國家試験という性格を持つておるわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 御意見の通りでございます。

○高田なほ子君 その次にお尋ねしたいことは、有料と無料のことなんです

が、法の定めるところによつては、特別の万やむを得ない事情のある場合には、必要な対価を徴収することができるといふふうに規定されておるわけですが、現在の二百一の博物館の中で全部これは有料ということになっておるのですか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(寺中作雄君) 建前としては、博物館はなるべく入場料を取らないことを建前にいたしておりますが、現実の状況は五五%の博物館においては有料の制度をとつております。

○高田なほ子君 五五%の有料ということになりますと、二百一の博物館の中で四五%は無料だという説明になりますか。

○政府委員(寺中作雄君) そうでございます。

○高田なほ子君 あとの五五%は有料ということになっておりますが、これは何年か後にはやはり無料の方向にいかせなければならぬと思ひますが、文部省としては無料の方向にいくために何か財政的な計画をお立てになつておるわけでしょうか。

○政府委員(寺中作雄君) 大変わずかでございますが、博物館の設備に對しまして国庫補助をいたしておりまして、設備に對する補助によりまして博物館の運営にも多少の貢献をいたしておるわけでございます。それによつて文部省としましてこの博物館補助については年々努力をして増額をいたしたい念願でおりますけれども、財政的な面からなかなか思うようには参らないのであります。建前としては無料とい

うことによりまして将来は努力いたしたいと考えております。

○高田なほ子君 これを無料とする建前を実施するために文部省として絶えず予算の要求をされておると思うのですが、これを無料とするためには大体どのくらいの一体予算が必要なものなのでしょう。

○政府委員(寺中作雄君) 全部の博物館を無料にするための具体的計画といふことについて、具体的にさういふものを立案をいたしておるわけではございませんが、ただ博物館のような施設でございますので、さらにさらに設備を充実して、これで十分であるといふことはないわけでありまして、博物館の運営方針としては、多少入場料を取つても設備の充実によつてさらに広く充実した活動をするという意味で有料といふことにいたしておる所もあるわけでございます。私も少しはしては無料といふことが建前でありまして、博物館活動そのものが充実発展をするといふことのために一層努力をいたしたいと考えております。

○高田なほ子君 相当諸外国の例を見ても、中央の大きな博物館などでは一々金を取らないでも大変気持よく入つていくというものが今の諸外国の実情のように思ふのです。日本の場合にはなかなかさうまではいかないと思ひますが、せめて先ほど竹下さんからも御質問のあつた点ですが、学童の修学旅行などのような場合には団体割引もあると思ひますが、これらを無料にして十分に見せるというようないふことについて何かお考えになつておる点がございまいしょうか。これは寺中さんから

でなくて、次官がおられるから次官の方から。

○政府委員(寺本廣作君) 諸外国におきまして博物館が、無料の所が非常に多いとおつしやる事実はその通りであると思ひます。しかし諸外国におきましては篤志家の寄附に基く豊かな財源を持つておる博物館であるとか、ないしは古い歴史を持つて長い間に博物館の整備をしてきた公共的な施設であつて、もうすでに博物館として十分内容が充実しておる、さういふ所では一般財源で維持運営していくという方法がとられておる所が多いと考えます。我が国では御承知の通り博物館は最近わずかに発達をして参つたとは申しまゝものの、まだ設備の充実を要する段階にあると考えます。これは公立の博物館についてもさうであります。公立でない、その他のものでもさういふ財源をもつて無料で公開し得るという段階に達しているものが非常に少ないと思ひます。従ひまして究極の理想としては一般租税財源によつて維持運営していくといふことが望ましい姿ではあります。設備が充実されていくまでに、やはり利用者からある程度の費用を徴収して、財源の一部に充てていくといふこともやむを得ないのではないかと考えております。

○高田なほ子君 やむを得ないとは思ひますが、子供の修学旅行くらいは、これは無料にできないものなんではないでしょうか。

○政府委員(寺本廣作君) 先ほどから寺中局長から申し上げました通り、利用者の約半数を占めておる、さういふことで、財源とにらみ合せます場合には相当大きな財政的な手当てを要と考

へますので、財源とにらみ合せなければ、今ここでこれを直ちに無料にする方針であるといふことは申し上げかねる状況でございます。

○高田なほ子君 そすると、この有料にしている場合に五五%の有料の博物館で有料にしたために、どれくらい財源が吸い上げられておるわけなのでしょう。

○政府委員(寺中作雄君) 大体有料にいたしておるものによりまして、全国的に見て一日二百万円くらいものになると思ふのです。

○高田なほ子君 これは年間予算としてやはりこれは大体計数が出ておるのじゃないかと思ふのですが、もし今ここでわからなくなりましたら、さういふことでおわかりになりましたら、さういふこと、後ほど私知りたいと思ふのです。

○政府委員(寺本廣作君) 資料の点は十分調査した上、正確を期したいと思ひますので、次回までお許しを願ひたいと思ひます。

○竹下豊次君 もう一つ簡単に御尋ねしますが、先ほどお尋ねしました利用状況の総数が千五百余万人といふことになっております。この統計はいつの統計でしょうか、一番初めに二十八年五月一日現在と書いてありますけれども、の調べであらうと思ひますが、昭和二十七年一年間でしょうか、いつからいつまで一年間でしょうか、これは、はつきり書いてありませんから、ちよつと。

○政府委員(寺中作雄君) そうでありまして、昭和二十八年五月一日の調査であります。昭和二十八年の一年間の人数でございます。

○竹下豊次君 直結している過去一年間ですね。

○矢嶋三義君 議事進行について。この博物館法の審議は本日終了というわけではございませんし、私も他日若干伺いたいと思つております。本日午後は産休補助教員の立法の件について全員懇談会を開くという予定になっておりますので、博物館法に、きょうぜひとも質疑をしなければならぬ点があれは續けていただくことにして、さうでなかつたならば、この件に關する質疑はここで切つて、本日の公報に載つておる先日の継続の問題で簡単にたゞさなければならぬ点を私若干持つておるわけですが、皆さんの御同意を得れば、先日の資料に關連してそれを若干質疑をさせていただきます。午前中の議事を終り、午後あらためて産休関係だけの懇談会をしたらいかかと思ひますので、議事進行の提案をいたします。お諮り願ひたいと思ひます。

○委員(長(答藤順造君) 暫時速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(長(答藤順造君) 速記を始めて。

○矢嶋三義君 皆さんの御了承を得ましたから簡単に答弁を求めます。

第一点は地方公務員法の一部改正案は政府側としては最終案を得たかどうか。それから先般の本委員会でも全会一致で文部大臣に強く要望したのであります。また、あの地方公務員法の一部改正の中に教育公務員の停年制を繰り込むといふことを、文部大臣に本委員会の総意によつて委員長から申し入れたしました。それに対して文部大臣は全

く同感であると、閣議決定も大体その方向で進んだが、条文整理の段階になつて自治庁と文部省の見解が若干相違しているの、運用の面で心配な点があるから、さらに今善処しているところだと、こういう当時の返事が文部大臣からあつたわけでございますが、先ほどお伺いしましたように、地方公務員法一部改正案は政府として最終案を得たかどうか、それから教育公務員については停年制を適用しないという文部省の主張は百パーセント通つたかどうか、これが第一点。

それから第二点の答弁は、先般来この義務教育費半額国庫負担法に基く、半額は文部省が完全に各都道府県に交付する、残りの同額の二分の一は地方財政計画の中に盛り込まれており、しかもその点を文部省も了承している、自治庁当局も了承している、さらに十学級に十三人、あるいは十二学級に十三人というあの数字は、教育的な根拠のある数字でもなければ、また政令非該当県を何ら拘束するものでもないというのを本委員会でも答弁され、その内容を周知徹底させるために都道府県知事と都道府県教育委員会に對して通牒を出すようにというのを要請したところ、文部大臣は善処を確約し、さらにそれを効果あらしめるために自治庁長官と話し合つて、その上で善処したいということを答弁されました。私は早速に取り運んでいただくたいというのを要求していただけたが、自治庁長官との話し合いの結果どうなつたか、いつ通牒を出されたか、その通牒の案文もお答え願いたい。

それから第三点は、こういう問題について、こちらからあらためて聞かなくては、こちらから進んでいる問題にないまでも、宿題になつて問題についてはいまから進んで私は政府委員は今後答弁願いたいと思う。それは余剰農産物の協定は成立したやに承つております。そこでこの前質問し、政府委員が答弁を保留して歸られたことは、この余剰農産物の無償千五百万ドルの内容と、それからこれが届いた場合には、これは中小炭鉱と中小企業の窮迫している地帯の学童に最優先的にこれを供与するという吉田内閣時代に国民に誓約をしたあの基本方針というものは、今の鳩山民主党内閣は堅持されるのかどうかということをこの前伺つておりました。答弁を保留して歸られたわけですか。その三点について御答弁を求めます。

○堀末治君 ちよつとその先にお伺いしたいことがございます。今矢嶋さんの御質問の中に、地方公務員法の中に停年制をおかないというところは委員会の総意として委員長と二人で文部大臣に申し込んだ、こういうお言葉があつたように承つたのですが、私は二回ほど欠席したしておりましたが、その間に間におきまされた問題ならばいたし方ございませぬけれども、どうも私の記憶にそつたところを委員会の総意としてきめたというところはないように思ひますが、いかがでございますでしょうか。○委員長(佐藤順造君) 委員長からお答えいたしますが、この前に皆様方で懇談の形式で計らひまして、それでは皆で一緒に進行していかうかというところで各党の方々お誘ひして、實際参りましたのは委員長と矢嶋委員と二人で参つたのであります。御了承願います。

○政府委員(寺本廣作君) 前回速記をとめて懇談の形で、その席上私からたゞいま問題になつております地方公務員法の一部改正をして、その中で地方公務員に停年制をなくする法案の作成の過程において教職員の停年制をどうするかというところが政府内部で問題になつておるといふ経緯を御説明申し上げたわけでございます。その際特に速記をとめて、懇談の形にお願いいたしましたのは、政府内部でまだ最終案の決定に至つていないからということでございますが、この問題は今日までまだ政府としての最終案の決定に至つておりません。私もとしては鋭意私どもの主張貫徹に努力をいたしておる段階でございますので、御了承をいたしたいと思ひます。

なほ第二点の富裕府県に對する義務教育費半額国庫負担の支給の基準に用いた学級当りの教職員の定数の問題につきましては、前回大臣から矢嶋委員に申上げた通りでございます。この問題についてはすでに地方教育委員会の関係職員を招きまして、昨年五月一日の全国実績に基くこの数字については特に詳細説明をしてあるもので誤解はないように思ふから、あらためて通牒は差し上げないと、こういう意味の話を大臣から矢嶋委員に申し上げたと私は了解をいたしてあります。

第三点の余剰農産物の問題につきましては、前回矢嶋委員から、一月安藤前國務大臣から閣議の了解を得たということで当委員会でもそういう発言があつたということでございまして、速記をいろいろ調べてみました

が、どうしても今日まで見当りません。昨年の秋大達文部大臣が当委員会ですういふ発言をされたということは速記で一部それに該当する部分を発見いたしました。まあその後の実情を見ますと、中小炭鉱地帯で非常に生活が窮迫しておる部分について、この生活保護法の適用を拡充し、一応緊急の事態に對処しておるようでございます。文部省といたしましては、学校給食会から三月末までに十万人に對して二百トンの無償のミルクを支給いたしてあります。本年四月以降も引き続きこれを実施し、一応中小炭鉱地帯におきまする欠食児童の問題に應急的に手を打つておるといふ状況でございます。

なほ余剰農産物受け入れの協定調印は済んでおりますが、受け入れの金額につきましては、学童用としては千二百万ドル相当の小麦と脱脂ミルクを向うからよこす、そのほかに三百万ドルの学童服用の綿花を無償供給するということになつておりますが、これの細目につきましては、今農林省並びに通産省と打合せ中でございます。以上でございます。

○矢嶋三義君 その一点と三點の答弁一応了承いたします。第二の答弁は、この前から再三繰り返して私が述べた内容は、文部省としては異議がない、賛成だと、その通りだと、だからその通りならば、念のために、明確にするために都道府県知事と都道府県教育委員会に通牒を出して下さいと、何もちやうちよする必要はないじゃないかと、こういうふうな私が要望しましたところ、文部省だけでなく、自治庁長官とも話し合つて出した方が効果的だから、自治庁長官とも話し合つて善

処しますと、こういう答弁だった。だから自治庁長官と話し合つた結果、どうなつていつ出されたかということを知つておるので、矢嶋が了承したからもう出さんことにきめたということ速記のどこにも出ておりませんよ。あらためて答弁を求めます。そういうことで政務次官やちやいけませんよ。はつきりしておることです。